

# 「永原学園 アスリート応援寄附金」の募集について

西九州大学には、国内・国際大会において優秀な成績を挙げ、世界を舞台に今後の活躍が期待されるアスリートがいます。本学においても、その支援のため「西九州大学スポーツ・文化活動奨励金制度」を設けていますが、海外を含む遠征等に要する活動資金が不足している状況にあります。そこで、こうしたアスリートを広く応援するため、このたび「永原学園 アスリート応援寄附金」募集を開始いたします。

つきましては、本寄附金の趣旨にご理解、ご賛同を賜り、皆さまのご寄附を賜りたくお願いいたします。

※ 本寄附金につきまして、個人の場合は所得税控除が受けられ、法人の場合は受配者指定寄附金の対象となります。

本学で活躍するアスリートを代表して、下記の3名をご紹介します（主な成績は裏面をご参照ください）。

## 車いすテニス

### 大谷 桃子

健康福祉学部 スポーツ健康福祉学科 4年生

23歳 / 栃木県出身

ITF 世界ランキング 16位 (2019.07.01 現在)

JWTA 国内ランキング 1位 (2019.06.12 現在)

ITF; 国際テニス連盟, JWTA; 日本車いすテニス協会



## スポーツクライミング

### 大河内 芹香

子ども学部 子ども学科 3年生

21歳 / 長崎県出身

## テコンドー

### 山下 結華

健康福祉学部 スポーツ健康福祉学科 2年生

20歳 / 佐賀県出身



# 大谷 桃子（車いすテニス）

## 主な成績

2018年 10月	アジアパラ競技大会	シングルス 銅メダル
	ピースカップ国際/国内交流車いす大会	シングルス・ダブルス 優勝
12月	全日本車いすテニスマスターズ	シングルス 優勝
2019年 4月	プサンオープン	シングルス 準優勝
	テグオープン	シングルス 準優勝
5月	世界国別選手権	女子 準優勝
6月	チェコオープン	ダブルス 優勝

# 大河内 芹香（スポーツクライミング）

## 主な成績

2018年 6月	日本学生クライミング対校選手権大会	優勝
	世界大学スポーツクライミング選手権大会	準優勝
7月	国民体育大会 九州ブロック大会	優勝
9月	ジャパンカップ 2019 予選大会	優勝
10月	第73回 国民体育大会	ボルダリング リード 優勝 5位

# 山下 結華（テコンドー）

## 主な成績

2018年 9月	第12回 全日本学生テコンドー選手権大会	
	キョルギ(組手)部門 53kg級	優勝



西九州大学



西九州大学 学生支援課

〒842-8585

佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490-9

TEL: 0952-37-9208

mail: nky\_gakusei@nisikyu-u.ac.jp

## 永原学園アスリート応援寄附金のお願

### 個人の皆様

#### ご寄附の方法

本学園法人本部財務課までご連絡ください。寄附申込書、振込用紙等の関係書類をお届けします。

— お問い合わせ —

学校法人永原学園 法人本部財務課

〒840-0806 佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号

TEL: 0952-31-6806 FAX: 0952-31-9044

E-mail: hojin@nisikyu-u.ac.jp

【法人本部/平日(月~金) 8:50~17:50】

※本学園から寄附申込者への連絡方法は、提出戴いた「アスリート応援寄附金申込書」に基づいて行います。また、寄附金振込みについては所定の振込用紙によりお願いしております。電話による勧誘や現金の振込をお願いすることは、一切ありません。

#### ご寄附の流れ

##### 1 寄附申込書の送付

「寄附申込書」の所定の項目をご記入の上、本学園へご送付ください(郵送、窓口持参)



##### 2 寄附金のお振り込み

本学園指定の銀行口座にお振り込み下さい。



##### 3 受領書のお受け取り

寄附金のご入金の確認ができ次第、「寄附金受領書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」をお送りいたします。



##### 4 確定申告の手続き

税制上の優遇措置を受けるためには、「寄附金受領書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」の書類を添えて寄附された翌年の確定申告時に所轄税務署へ確定申告をご提出ください。

## ご寄附の方法

学校法人永原学園は、寄附金募集について、文部科学省から特定公益増進法人の証明書交付を受けております。本学園にご寄附いただきました場合は、税制上の優遇措置を受けることができます。

### (1) 所得税法上の寄附金控除

個人が2千円を超えるご寄付をされた場合は、所得税法上、寄附金控除としてその年の課税所得金額から控除されます。

$$\text{【所得控除額】} = \text{寄附金額 (当該年分の総所得金額等の40\%が上限)} - 2 \text{千円}$$

### (2) 地方団体の条例により指定された寄附金に係る寄付金控除

平成20年度税制改正により、本学園へ寄附金を寄付金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

#### 【税額控除額】

$$= (\text{寄附金額} - 5 \text{千円}) \times \text{控除率}^* (\text{当該年分の総所得金額などの30\%が上限})$$

\* 控除率

都道府県が指定した寄附金・・・4%

市町村が指定した寄附金・・・6%

(都道府県および市町村の双方が指定した場合・・・10%)

※本学園は、佐賀県、佐賀市、及び唐津市等の市町村から寄附金税額控除対象法人等の指定を受けております。

佐賀県における条例指定の状況は、[佐賀県経営支援本部税務課のホームページ](#)で確認することができます。

なお、市町村における条例等詳細については、お住まいの市町村の税務担当課にお問い合わせ下さい。

## ※寄付金控除を受けるための手続き等について

1. 所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受ける場合は、税務署に対して所得税の確定申告をする必要があります。

2. 所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金税額控除のみの適用を受けるためには、市町村に対する簡易な申告によることができます。

3. 上記の申告に当たっては、本学が発行する寄附金受領書を添付する必要があります。

4. 個人住民税の寄附金税額控除の適用の可否は、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市町村における条例指定の内容により判定されます。

※**新入生の入学の年のご寄附の場合**には、税法上「学校の入学に関してなす寄附金」とみなされ、控除の対象となりません。あらかじめご承知おきください。(翌年1月1日以降には寄附金控除の対象となります。)

## 法人の皆様

### ご寄附の方法

本学園法人本部財務課までご連絡ください。寄附申込書、振込用紙等の関係書類をお届けします。

— お問い合わせ —

学校法人永原学園 法人本部財務課

〒840-0806 佐賀県佐賀市神園三丁目18番15号

TEL: 0952-31-6806 FAX: 0952-31-9044

E-mail: hojin@nisikyu-u.ac.jp

【法人本部/平日(月~金) 8:50~17:50】

※本学園から寄附申込者への連絡方法は、提出戴いた「アスリート応援寄附金申込書」に基づいて行います。また、寄附金振込みについては所定の振込用紙によりお願いしております。電話による勧誘や現金の振込をお願いすることは、一切ありません。

## 税制上の優遇措置

法人・団体等からの寄附金につきましては、法人税法に基づいて当該事業年度の損金に算入することができます。

算入の手続きは「特定公益増進法人に対する寄附金」と「受配者指定寄附金」のどちらかを選択することができます。

※法人格の無い団体等は、減免措置を受けられませんので、あらかじめご承知おきください。

(1) 特定公益増進法人に対する寄附金(寄附金を一定の限度額まで損金に算入できません)。

学校法人永原学園は、寄附金募集について、文部科学省から特定公益増進法人の証明書交を受けております。

一定の損金算入限度額に相当する金額まで、別枠で加算して損金に算入されます。

損金算入の手続きには、本法人が発行する「寄附金受領書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」が必要となります。

## ご寄附の流れ（本学園にご寄附される場合）

1. お問い合わせ  
法人本部財務課へご連絡ください。「寄附申込書」等所定の書類等を送付します。

▼

2. 寄附申込書の送付  
「寄附申込書」の所定の項目をご記入の上、本学園へご送付ください（郵送、窓口持参）。

▼

3. 寄附金のお振り込み  
本学園指定の銀行口座にお振り込み下さい。

▼

4. 受領書のお受け取り  
寄附金のご入金の確認ができ次第、「寄附金受領書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」をお送りいたします。

▼

5. 法人税の申告手続き  
「寄附金受領書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」によって損金算入の手続きができます。

## 損金算入限度額

特定公益増進法人に対する寄附金の制度を利用いただいた場合は、以下の損金算入限度額に相当する額まで、別枠で加算して損金に算入されます。

### 【損金算入限度額】

$$= (\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/2$$

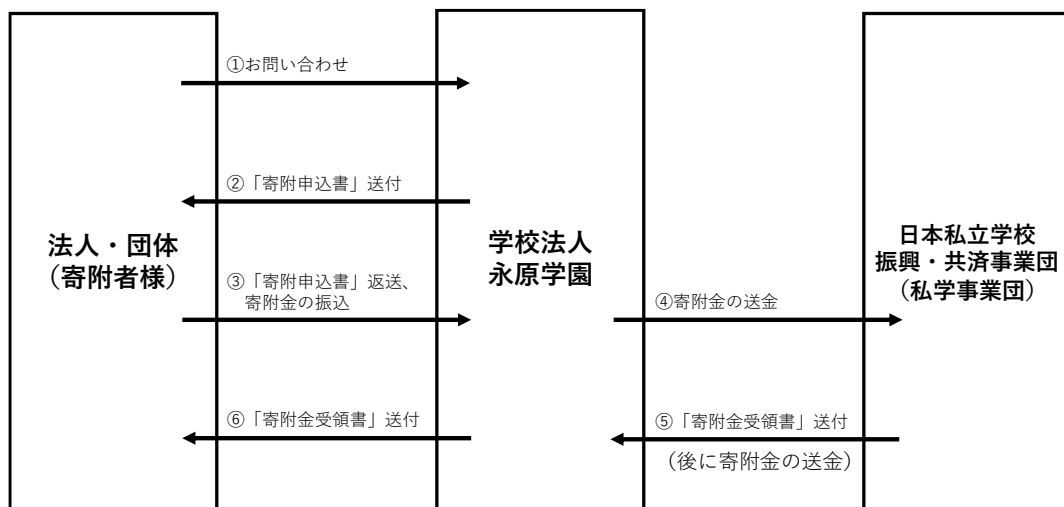
（2）受配者指定寄附金（寄附金の金額を損金に算入できます。）

日本私立学校振興・共済事業団(以下、私学事業団)の【受配者指定寄付金】の制度により、国や地方公共団体への寄附金と同様に、寄附金全額の損金算入が可能となります。また、寄附金額が前述(1)の特定公益増進法人に対する寄附金の制度の損金算入限度額を超える場合にはこの制度を利用することにより、寄附金額全額を損金として算入することが可能となります。

損金算入の手続きには、私学事業団が発行する「寄附金受領書」が必要となります

## ご寄附の流れ（私学事業団にご寄附される場合）

1. お問い合わせ  
法人本部財務課へご連絡ください。「寄附申込書」等所定の書類等を送付します。
2. 寄附申込書の送付  
「寄附申込書(私学事業団様式 1-1)」の所定の項目をご記入の上、本学園へご送付下さい。(郵送、窓口持参)
3. 寄附金のお振り込み  
本学園指定の銀行口座にお振り込み下さい。
4. 寄附金の送金  
本学園より私学事業団へ寄附金を送金します。
5. 寄附金受領書の送付  
私学事業団より本学へ「寄附金受領書」が発行・送付されます。
6. 寄附金受領書の受け取り  
本学より寄附者様へ私学事業団発行の「寄附金受領書」送付を送付します。



7. 法人税の申告手続き  
私学事業団発行の「寄附金受領書」によって損金算入の手続きができます。

※ 損金算入日については、本学園が私学事業団に送金し、私学事業団が寄附金を受理した日となります。

本学園にお振り込みいただいた日とは異なりますのでご注意ください。

なお、手続きの関係上、寄附申込書を提出いただいてから2ヶ月程度要します。当該事業年度の決算期に損金として処理を予定されている場合は、遅くとも決算日から起算して2ヶ月前までに、本学園へお振り込みいただくよう手続きをお願いいたします。

アスリート応援寄附金申込書  
(個人寄付者様用)

年 月 日

学校法人永原学園  
理事長 福元裕二 殿

申込者 住所

氏名

印

連絡先

下記のとおり寄附いたします。

1. 寄附金の額 金 円

2. 寄附金払込期日 年 月 日

3. その他特記事項